

普通肥料の公定規格の設定に係る食品健康影響評価について

「食品残さ加工肥料（食品由来の有機質物（食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。）を加熱乾燥し、搾油機により搾油したものをいう。）」を公定規格として定める。

○ 経緯

普通肥料の公定規格については、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき、普通肥料の種類ごとに、含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとっての有害成分の最大量等が定められている。

食品残さ（食品由来の有機質物（食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。）をいう。以下同じ。）を原料として生産される肥料については、発酵等の腐熟を行い特殊肥料の堆肥として生産されるものが一般的であるが、生産時間の短縮と悪臭の発生抑制を担保する観点から、加熱乾燥した上で搾油機により搾油を行って生産されるものにあつては、腐熟は行わないことから、特殊肥料の堆肥に該当しないものである。また、これは加熱工程によって水分含有量を調整し、肥料中の窒素、りん酸、加里等の肥料の主成分の含有量について、公定規格に規定する保証成分を確保することが可能となるものである。

現行の公定規格では、食品残さを加熱乾燥し、搾油機により搾油したものに該当する公定規格がないことから、「食品残さ加工肥料（食品由来の有機質物（食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。）を加熱乾燥し、搾油機により搾油したものをいう。）」を公定規格として定める。

なお、今回定める公定規格は、「有機質肥料」の種別に分類することとし、当該公定規格に該当する肥料については原料に食品残さを使用することから、以下の制限事項を設定することとする。

- (1) 食品残さについては多くの場合油分を含んでいることから、窒素飢餓を抑制するなど肥料の効果を確保するため、「油分は10%以下であること。」を設定。
- (2) 牛由来の肉、骨又は臓器が原料に含まれる可能性があることから、「牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。」を設定。

○ 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、公定規格の改正に係る所要の手続を進めることとする。